

ハローワーク福井管内の 労働市場情報

- ・雇用失業情勢（R 8 . 6月）
- ・職種別求人・求職状況（R 8 . 6月）
- ・中途採用時賃金情報
（R 8. 4 月～R 8. 6 月）
- ・職種別求人・求職賃金情報（R 8 . 6 月）
- ・福井県内の最低賃金（R 7 .10月 改定）
- ・新規学卒者賃金情報（R 8 .3 卒）確定版



♡ ハロハロ ♡

ハローワーク福井

ハローワーク福井のイメージキャラクターです！



☆ フッキー ☆

【発行日: 令和8年7月31日】

<次回発行予定日: 令和8年8月29日>

○常用的フルタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間を全て勤務するものをいいます。

○常用的パートタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間が通常労働者に比べ短いものをいいます。

○有効求職者数とは？

前月から繰り越された求職者数と、当月の新規求職申込数の合計をいいます。

○有効求人数とは？

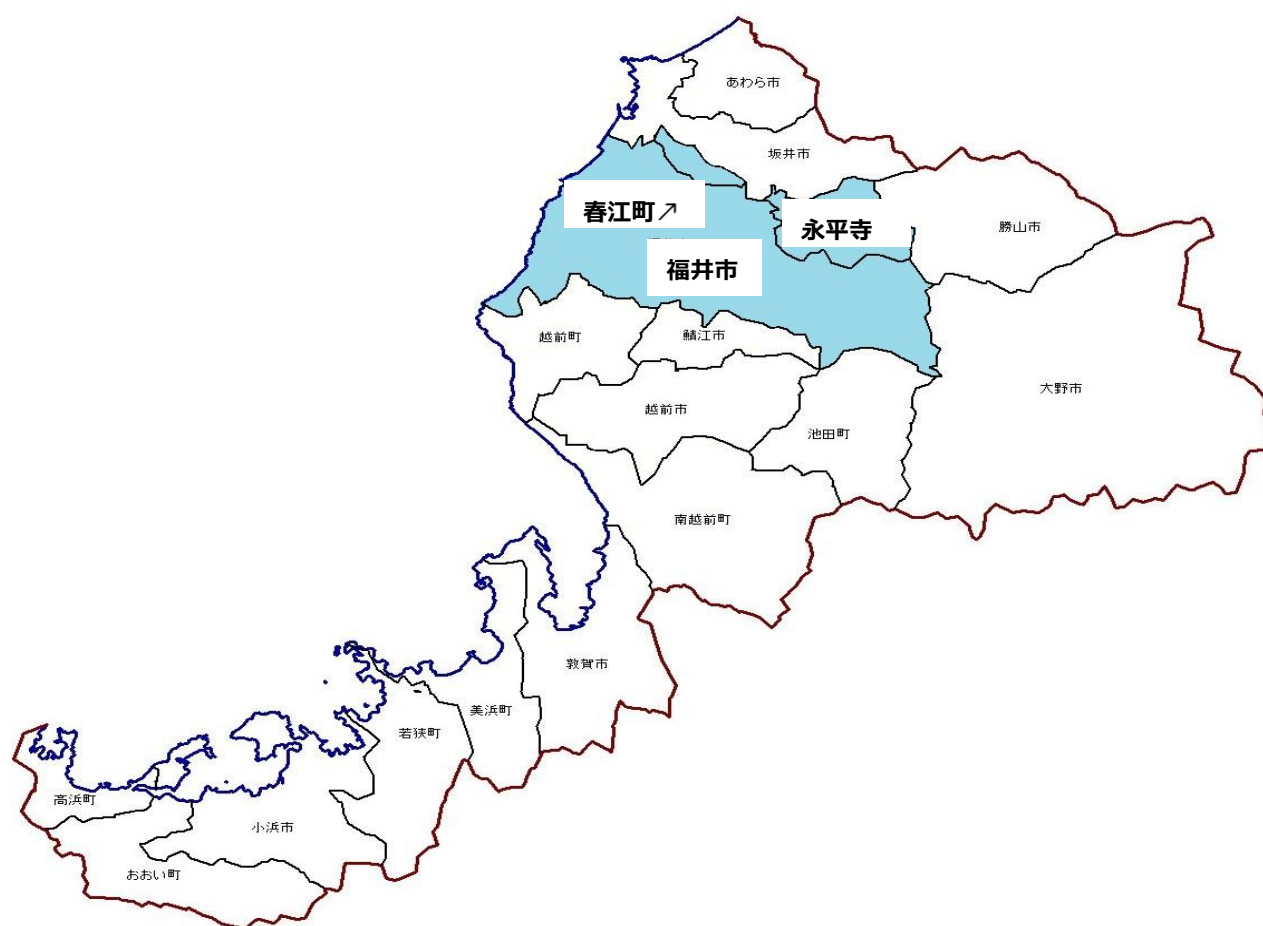
前月から繰り越された求人数と、当月の新規求人数の合計をいいます。

○求人倍率とは？

求人数／求職者数で、仕事を探している者1人に対して求人数が何人あるかを率にしたもので、求人倍率が1倍なら、仕事を探している者1人に対して求人数は1人ということになります。1倍より大きくなるほど求人数(仕事の数)が多く、働き手が足りなくなります。

○ハローワーク福井の管轄区域とは？

管轄区域：福井市、吉田郡永平寺町、坂井市春江町



福井県

ハローワーク福井 雇用失業情勢

(令和8年6月内容)

福井公共職業安定所
福井市開発1丁目121-1
TEL.(0776)52-8150

有効求人倍率の状況（新規学卒を除きパートを含む）

ハローワーク福井(原数値・受理地別)	有効求人倍率	1.49倍（前年同月より0.17ポイント低下）
福井県（季節調整値・就業地別）	有効求人倍率	1.72倍（前月より0.02ポイント低下）
福井県（季節調整値・受理地別）	有効求人倍率	1.58倍（前月より0.02ポイント低下）
全 国（季節調整値）	有効求人倍率	1.18倍（前月より0.01ポイント上昇）

(注1)本雇用失業情勢においては、福井県(就業地別・受理地別)及び全国の数値は季節調整値である。
以下表1～表4及びグラフの数値については、すべて原数値であるため、月別の数値には季節変動(1年周期で規則的に繰り返す変動)が含まれる。
(注2)令和3年9月以降の新規求職者数及び有効求職者数には、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した者(オンライン登録者)が含まれる。オンライン登録者がハローワークの利用を希望し、来所等した結果、「オンライン登録者」から「ハローワーク利用登録者」に変更となった場合、オンライン登録者には含まれず、ハローワーク利用登録者として計上される。

表-1 求人数、求職者数の状況（新規学卒を除きパートを含む）

(前年同月比:%P)

項目	月別	R6年度	R7年度	令和8年3月			4月			5月			6月		
				前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比	
新規求人数		35,943	34,386	2,767	2,754	0.5	2,725	3,161	▲ 13.8	2,683	2,814	▲ 4.7	2,780	2,698	3.0
新規求職者数		13,286	13,613	1310	1,265	3.6	1,613	1,536	5.0	1,129	1,163	▲ 2.9	1,143	1,085	5.3
うちハローワーク利用登録者		13,035	13,367	1289	1,238	4.1	1,595	1,508	5.8	1,091	1,137	▲ 4.0	1,120	1,066	5.1
うちオンライン登録者		251	246	21	27	▲ 22.2	18	28	▲ 35.7	38	26	46.2	23	19	21.1
新規求人倍率		2.71	2.53	2.11	2.18	▲ 0.07	1.69	2.06	▲ 0.37	2.38	2.42	▲ 0.04	2.43	2.49	▲ 0.06
有効求人数		104,605	98,521	8,286	8,618	▲ 3.9	7,852	8,272	▲ 5.0	7,695	8,206	▲ 6.2	7,806	8,276	▲ 5.7
有効求職者数		55,677	57,101	5,030	4,744	6.0	5,407	5,050	7.1	5,369	5,093	5.4	5,224	4,972	5.1
うちハローワーク利用登録者		54,844	56,315	4,961	4,677	6.1	5,341	4,981	7.2	5,289	5,012	5.5	5,139	4,896	5.0
うちオンライン登録者		833	786	69	67	3	66	69	▲ 4.3	80	81	▲ 1.2	85	76	11.8
有効求人倍率		1.88	1.73	1.65	1.82	▲ 0.17	1.45	1.64	▲ 0.19	1.43	1.61	▲ 0.18	1.49	1.66	▲ 0.17

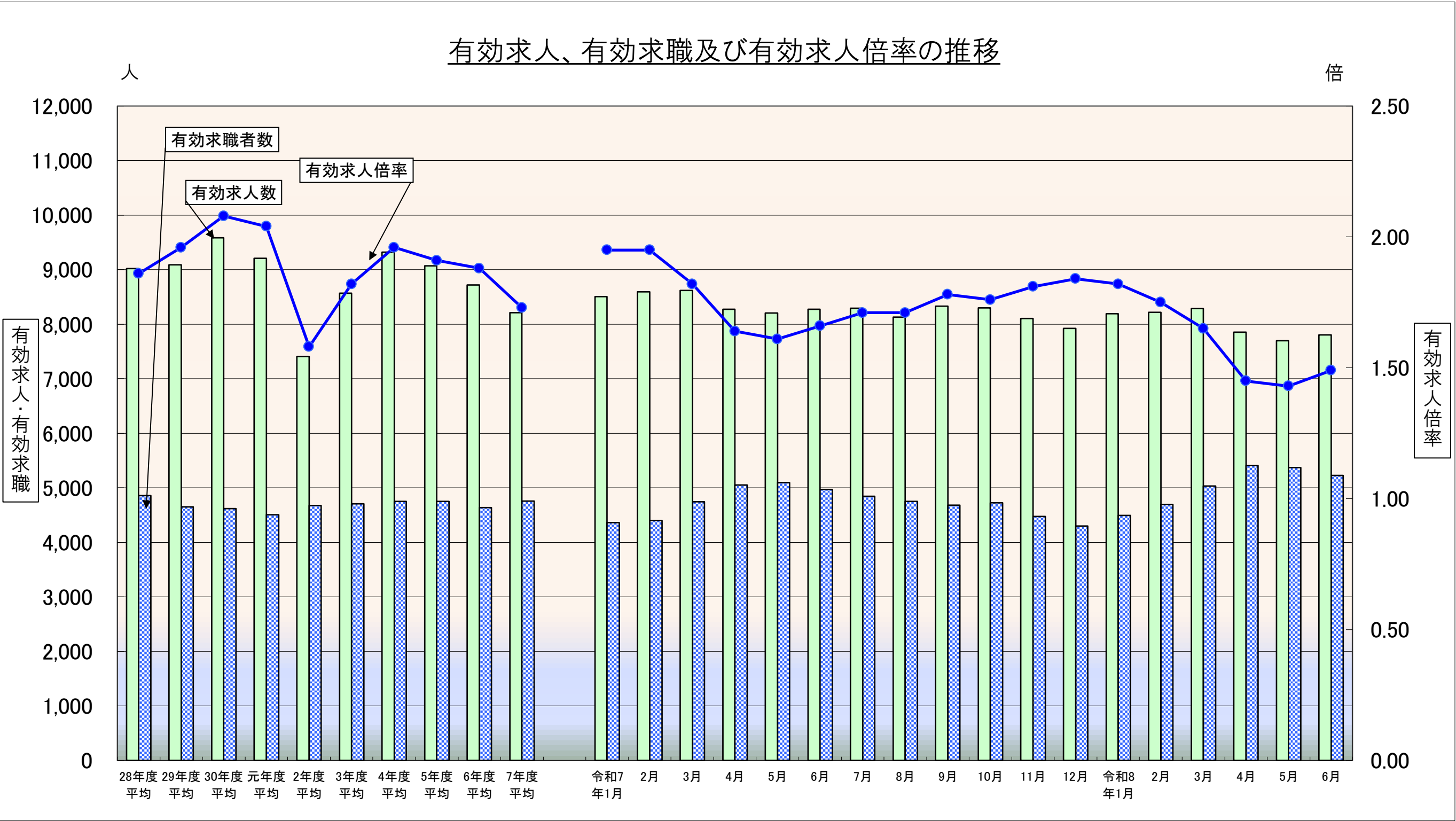


表-2 産業別新規求人数の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(受理地別)

(前年同月比:%)

年 月 産 業	R6年度		R7年度		令和8年3月		4月		5月		6月	
		前年比		前年比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比
農 ・ 林 ・ 漁 ・ 鉱 業	141	15.6	76	▲ 46.1	0	▲ 100.0	15	650.0	1	▲ 66.7	5	▲ 70.6
建 設 業	3,783	0.6	3,934	4.0	426	43.0	271	▲ 25.1	281	▲ 11.9	433	34.5
製 造 業	3,693	▲ 7.1	3,672	▲ 0.6	270	▲ 21.1	339	▲ 5.3	226	▲ 15.4	311	▲ 7.2
食 料 品 製 造 業	441	▲ 5.4	460	4.3	9	▲ 75.7	54	▲ 34.1	12	▲ 36.8	13	▲ 62.9
繊維工業(衣服・その他の繊維製品製造業を含む)	848	▲ 13.2	856	0.9	61	▲ 9.0	64	▲ 12.3	41	▲ 43.1	57	▲ 26.0
プラスチック製品製造業	175	20.7	147	▲ 16.0	12	▲ 14.3	13	18.2	10	150.0	20	81.8
金 属 製 品 製 造 業	394	▲ 15.6	472	19.8	43	34.4	41	▲ 24.1	18	▲ 41.9	56	47.4
はん用・生産用機械器具製造業	624	▲ 3.7	644	3.2	54	▲ 10.0	75	▲ 3.8	70	118.8	58	▲ 18.3
情報通信機械器具製造業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
電子部品・デバイス製造業	10	11.1	19	90.0	4	300.0	2	-	1	▲ 50.0	7	-
その他の製造業(眼鏡製造業を含む)	347	3.6	226	▲ 34.9	17	▲ 56.4	28	154.5	8	▲ 69.2	11	▲ 57.7
情 報 通 信 業	678	▲ 4.0	492	▲ 27.4	47	9.3	44	15.8	28	▲ 9.7	49	0.0
運 輸 業 , 郵 便 業	2,183	▲ (5.1)	2,068	▲ 5.3	164	25.2	207	10.7	152	▲ 20.4	141	▲ 7.2
卸 売 業 , 小 売 業	5,732	▲ (2.9)	5,491	▲ 4.2	435	14.8	469	▲ 24.0	436	7.1	434	1.6
宿 泊 業 , 飲 食 サービス 業	1,667	▲ 11.9	1,588	▲ 4.7	113	32.9	115	▲ 1.7	132	▲ 10.2	59	▲ 33.7
生活関連サービス業, 娯楽業	2,231	▲ 10.9	1,676	▲ 24.9	84	▲ 31.7	89	▲ 24.6	235	▲ 13.0	83	36.1
医 療 , 福 祉	7,070	(0.1)	7,017	▲ 0.7	506	▲ 14.2	582	▲ 13.8	567	10.1	596	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	4,313	▲ (12.3)	3,887	▲ 9.9	318	▲ 11.9	251	▲ 31.6	322	0.0	301	▲ 5.9
《職業紹介・労働者派遣業》	1,309	▲ 14.3	1,076	▲ 17.8	86	13.2	50	▲ 59.0	101	29.5	67	▲ 26.4
公 務 ・ そ の 他	1,227	▲ 8.7	990	▲ 19.3	50	▲ 66.9	102	100.0	47	11.9	46	▲ 48.3
合 計	35,943	▲ 5.7	34,386	▲ 4.3	2,767	0.5	2,725	▲ 13.8	2,683	▲ 4.7	2,780	3.0

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

表-3 求職理由別新規求職者の状況(常用)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を含む)

(前年同月比:%)

項目 年月	在職者		離職者		定 年		事業主都合		自己都合		その他	無業者等		合計	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			前年同月比		前年同月比
令和8年1月	473	2.6	667	▲ 1.2	22	10.0	171	6.2	450	▲ 5.7	24	70	▲ 4.1	1,210	0.1
2月	491	22.4	582	11.3	21	0.0	112	1.8	437	18.4	12	71	36.5	1,144	17.2
3月	497	▲ 4.6	714	12.6	18	▲ 25.0	147	▲ 1.3	529	20.8	20	93	▲ 10.6	1,304	3.6
4月	415	4.0	1,089	6.9	65	▲ 8.5	273	16.7	723	3.9	28	101	▲ 8.2	1,605	5.0
5月	380	▲ 4.5	652	▲ 5.6	35	2.9	119	▲ 11.9	476	▲ 5.6	22	92	37.3	1,124	▲ 2.8
6月	392	▲ 0.3	661	8.4	22	0.0	134	0.0	482	9.0	23	83	7.8	1,136	5.2

*無業者等には、離職後1年を超える者、求職理由不明の者を含む。

表-4 職業紹介、就職の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を除く)

(前年同月比:%,P)

月別 項目	R6年度	R7年度	令和8年3月			4月			5月			6月		
				前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比
職業紹介件数	13,593	13,887	1416	1,371	3.3	1,331	1,229	8.3	1,125	1,215	▲ 7.4	1,277	1,190	7.3
うち雇用保険受給者	3,121	3,588	334	267	25.1	296	281	5.3	283	323	▲ 12.4	327	327	0.0
就 職 件 数	4,869	4,924	530	493	7.5	460	499	▲ 7.8	387	426	▲ 9.2	445	461	▲ 3.5
うち雇用保険受給者	1,387	1,522	150	110	36.4	113	132	▲ 14.4	120	125	▲ 4.0	134	139	▲ 3.6
就 職 率	37.4	36.8	41.1	39.8	1.3	28.8	33.1	▲ 4.3	35.5	37.5	▲ 2.0	39.7	43.2	▲ 3.5

* 就職率は、就職件数(オンライン自主応募を含まない)／ハローワーク利用登録者にて算出した数値である。

6月の職種別求人・求職の状況

フルタイム編

前回順位			
1	建築・土木技術者	14.72倍	2位
2	定置・建設機械運転	11.25倍	1位
3	建設・土木・電気工事	9.02倍	3位
4	保安の職業	8.50倍	4位
5	理容師・美容師	5.75倍	6位
6	接客サービス	4.83倍	5位
7	介護・保健医療サービス	3.63倍	10位
8	その他の輸送の職業	3.50倍	16位
9	販売の職業	3.30倍	7位
10	自動車運転の職業	3.29倍	9位

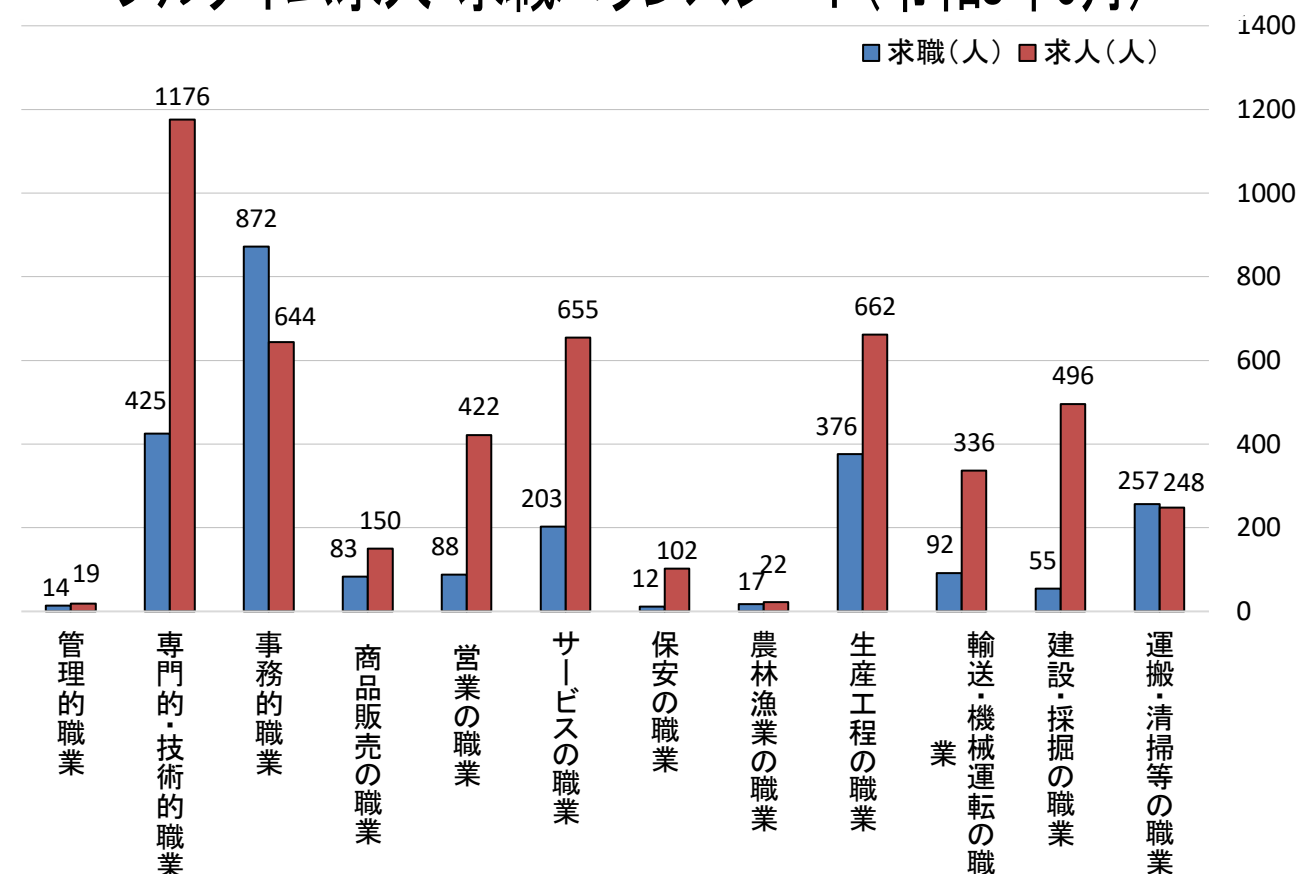


パートタイム編

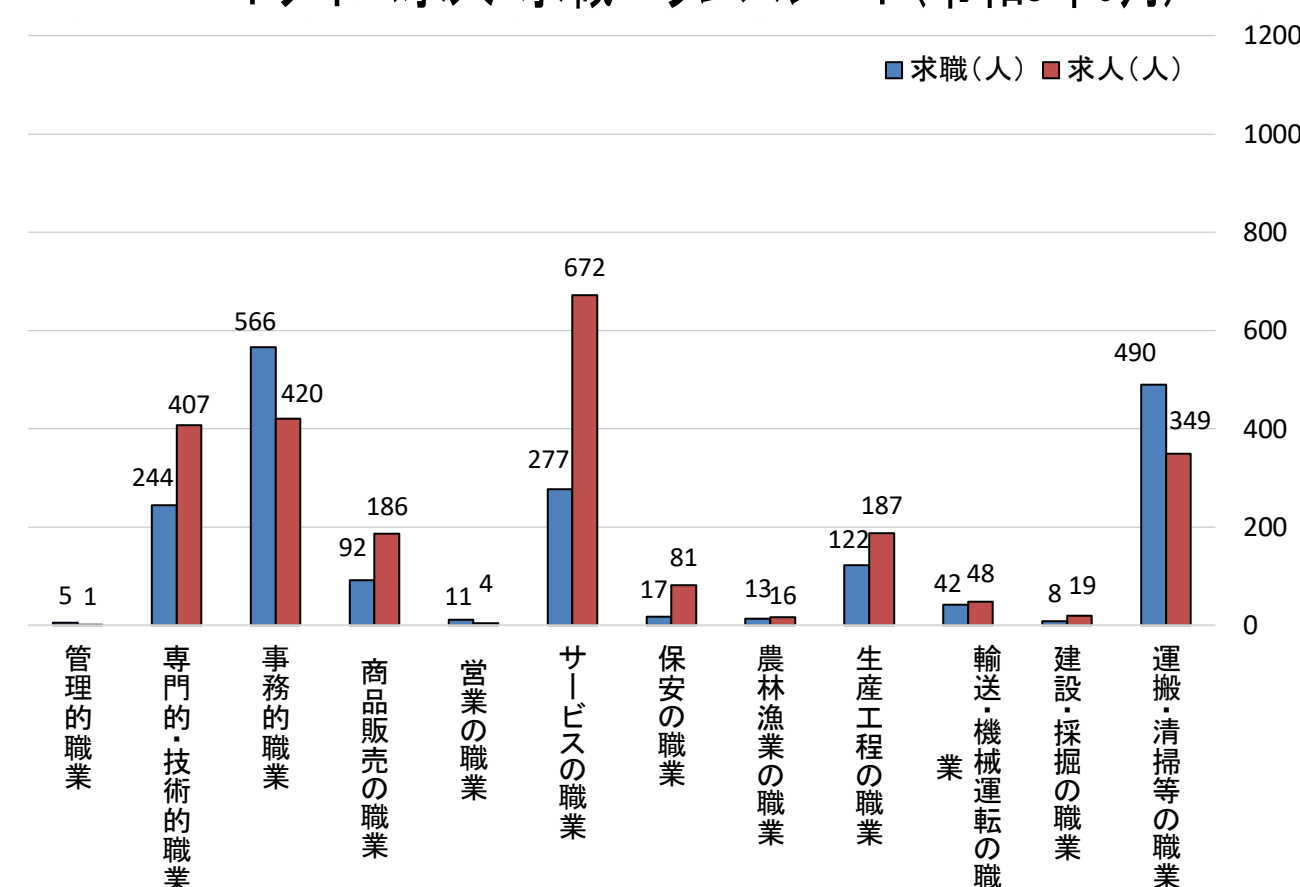
前回順位			
1	保安の職業	4.76倍	1位
2	理容師・美容師	4.55倍	2位
3	建築・土木技術者	3.50倍	3位
4	介護・保健医療サービス	3.47倍	4位
5	社会福祉の職業	2.63倍	8位
6	建設・土木・電気工事	2.38倍	9位
7	清掃の職業	2.26倍	5位
8	製品製造（金属を除く）・加工・検査	2.00倍	6位
9	販売の職業	1.95倍	10位
10	調理人	1.90倍	7位



フルタイム求人・求職バランスシート(令和8年6月)



パートタイム求人・求職バランスシート(令和8年6月)



【用語の説明】

※1 有効求人数

該当月に人材を求めている企業からの募集人数

※2 有効求職者数

該当月に仕事を探している方の人数

※3 求人倍率

有効求人数／有効求職者数＝求人倍率

ハローワーク福井管内の
求人倍率は.....1.49倍！

求人倍率が1倍未満とは、従業員の募集(求人)より、仕事を探している人(求職)の方が多い状況を意味しています。たとえば「求人倍率が0.7」というのは、下図のような希望する全員に仕事がない状態のことを表します。逆にいうと、求人倍率が高い方が就職の可能性が高くなるといえそうです。

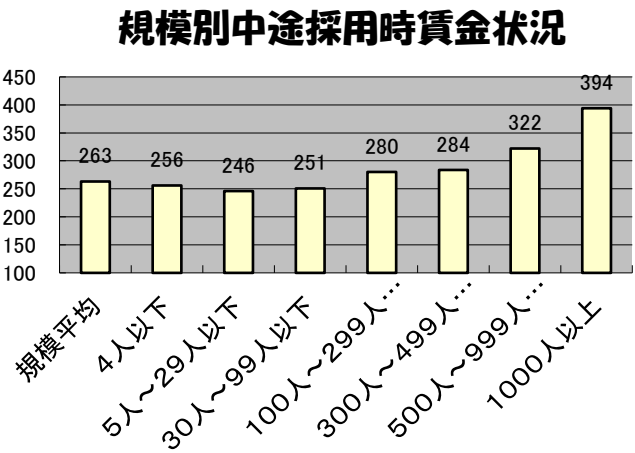


令和8年4月～令和8年6月 中途採用者採用時賃金情報(年齢別・産業別・職業別・規模別)
(単位:千円)

職種別 年齢・産業別	職 業 平 均	専門的 技術的	管理的	事務的	販 売	サービス	保 安	農林漁業	運輸通信	技能工・ 製造等
年 齢 平 均	263	303	307	237	277	241	235	241	256	252
19歳以下	205	194	—	218	231	217	—	200	215	200
20～24歳	222	228	232	216	223	224	232	214	231	217
25～29歳	256	305	279	226	264	235	—	231	250	251
30～34歳	270	327	298	245	261	241	230	271	261	241
35～39歳	263	298	299	222	282	231	216	286	313	269
40～44歳	277	298	434	249	317	245	—	250	259	246
45～49歳	285	313	348	236	310	264	—	180	290	274
50～54歳	279	311	362	256	302	254	269	—	257	281
55～59歳	299	373	442	256	326	273	270	—	257	300
60～64歳	271	296	334	272	280	234	245	298	245	270
65歳以上	233	344	199	181	293	216	210	—	218	245
産 業 平 均	263	303	307	237	277	241	235	241	256	252
農 林 ・ 漁 業	262	—	—	—	—	—	—	261	—	271
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	271	273	296	210	295	330	—	—	284	279
製 造 業	244	285	371	228	304	217	—	—	250	224
電気・ガス・熱供給業	397	—	—	220	573	—	—	—	—	—
情 報 通 信	327	388	415	280	282	240	—	—	—	229
運 輸 業	259	245	388	234	—	239	—	—	260	222
卸 売 ・ 小 売	255	288	285	235	278	239	—	222	232	218
金 融 ・ 保 険	241	—	314	275	209	244	—	—	—	—
不 動 産 業	245	410	255	261	234	232	—	190	184	—
学 術 研 究	251	281	250	231	358	251	—	—	300	—
飲 食 ・ 宿 泊	266	398	440	218	191	261	—	—	—	229
生活関連・娯楽	243	223	700	225	200	239	—	—	278	177
教 育 ・ 学 習	357	376	356	280	—	192	—	220	—	—
医 療 ・ 福 祉	266	290	336	232	—	230	—	—	221	210
複 合 サービス	222	256	197	245	283	228	—	—	139	—
サ ー ビ ス	252	262	292	244	317	238	235	—	245	275
公 務	215	—	—	—	—	—	—	—	—	215

(単位:千円)

事業所規模	賃 金
規模平均	263
4人以下	256
5人～29人以下	246
30人～99人以下	251
100人～299人以下	280
300人～499人以下	284
500人～999人以下	322
1000人以上	394



このデータは、令和8年4月～令和8年6月 にハローワーク福井に提出された雇用保険被保険者資格取得データをもとに作成したものです。
中途採用者の賃金額については、基本給と毎月決まって支払われる手当を基礎として平均値を算出し、千円単位で表示してあります。

職種別求人・求職賃金情報（令和8年6月分）

単位：円

	一 般			パ ー ト		
	求人賃金		求職賃金	求人賃金		求職賃金
	上限金額	下限金額	希望金額	上限金額	下限金額	希望金額
管理的職業従事者	335,000	250,833	250,000	—	—	1,127
専門的・技術的職業従事者	342,872	239,449	235,897	1,528	1,327	1,241
製造技術者（開発）	337,250	244,375	250,000	1,500	1,100	2,000
製造技術者（開発を除く）	358,509	222,585	197,143	—	—	—
建築・土木・測量技術者	417,059	256,924	375,000	1,500	1,353	1,500
情報処理・通信技術者	448,883	253,778	215,000	2,000	1,350	2,000
その他の技術者	325,450	214,138	—	1,177	1,177	1,053
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	546,667	276,667	300,000	2,500	2,000	—
保健師、助産師、看護師	287,155	231,327	235,000	1,619	1,454	1,382
医療技術者	282,362	233,311	267,500	1,929	1,525	1,113
その他の保健医療従事者	246,886	219,500	240,000	1,357	1,191	1,053
社会福祉専門職業従事者	269,172	226,460	231,333	1,324	1,197	1,104
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	281,444	207,816	240,000	—	—	1,053
その他の専門的職業	351,821	243,877	230,000	1,528	1,169	1,131
事務従事者	261,758	207,852	208,103	1,266	1,169	1,101
一般事務従事者	258,005	206,708	205,250	1,259	1,165	1,099
会計事務従事者	275,729	215,252	225,789	1,505	1,299	1,136
生産関連事務従事者	294,395	202,975	202,857	1,200	1,200	1,053
営業・販売事務従事者	258,775	210,805	230,000	1,131	1,118	—
外勤事務従事者	230,000	190,000	—	1,060	1,060	1,053
運輸・郵便事務従事者	247,920	218,920	—	1,165	1,086	1,060
事務用機器操作員	251,983	199,976	210,000	1,250	1,150	—
販売従事者	317,795	228,817	239,512	1,211	1,096	1,106
商品販売従事者	284,141	215,460	213,529	1,211	1,096	1,109
販売類似職業従事者	450,000	280,000	—	—	—	—
営業職業従事者	327,948	232,859	257,917	—	—	1,084
サービス職業従事者	267,363	204,844	205,610	1,279	1,158	1,108
家庭生活支援サービス職業従事者	—	—	—	—	—	—
介護サービス職業従事者	253,856	206,538	202,857	1,379	1,222	1,164
保健医療サービス職業従事者	240,501	195,196	200,000	1,304	1,166	1,163
生活衛生サービス職業従事者	255,000	207,753	200,000	1,260	1,137	1,053
飲食物調理従事者	239,624	200,476	210,000	1,184	1,114	1,084
接客・給仕職業従事者	275,333	208,800	206,000	1,206	1,091	1,080
居住施設・ビル等管理人	—	—	—	1,053	1,053	—
その他のサービス職業従事者	272,812	210,170	210,000	1,185	1,098	1,126
保安職業従事者	247,794	220,757	260,000	1,174	1,102	1,053
農林漁業従事者	281,813	223,875	180,000	1,222	1,162	—
生産工程従事者	295,955	208,637	218,889	1,213	1,120	1,097
生産設備制御・監視従事者（金属製品）	270,000	205,000	266,667	1,500	1,060	1,100
生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	274,686	202,847	212,222	1,200	1,060	1,053
機械組立設備制御・監視従事者	295,000	209,000	233,333	—	—	—
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	304,916	207,716	232,857	1,130	1,100	1,053
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	277,394	207,896	215,833	1,124	1,087	1,082
機械組立従事者	288,628	200,992	210,000	1,500	1,138	1,151
機械整備・修理従事者	318,716	216,218	240,000	1,750	1,600	1,200
製品検査従事者（金属製品）	314,867	206,667	180,000	—	—	1,100
製品検査従事者（金属製品を除く）	217,000	182,000	200,000	1,116	1,069	1,127
機械検査従事者	235,000	188,000	215,000	—	—	1,070
生産関連・生産類似作業従事者	350,441	218,456	215,556	1,175	1,150	1,077
輸送・機械運転従事者	306,449	243,235	256,667	1,518	1,509	1,104
鉄道運転従事者	—	—	—	—	—	—
自動車運転従事者	302,350	249,416	261,053	1,518	1,509	1,104
船舶・航空機運転従事者	—	—	—	—	—	—
その他の輸送従事者	282,950	203,550	230,000	—	—	—
定置・建設機械運転従事者	330,881	236,441	200,000	—	—	—
建設・採掘従事者	352,130	232,297	242,000	1,350	1,140	1,053
建設躯体工事従事者	379,213	270,038	215,000	—	—	1,053
建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	356,573	224,554	266,667	1,333	1,167	—
電気工事従事者	343,250	230,139	253,333	—	—	1,053
土木作業従事者	350,540	234,250	225,000	1,400	1,060	1,053
採掘従事者	—	—	—	—	—	—
運搬・清掃・包装等従事者	248,142	202,195	221,273	1,197	1,119	1,087
運搬従事者	260,454	207,204	234,444	1,284	1,167	1,116
清掃従事者	226,998	200,301	171,667	1,153	1,093	1,110
包装従事者	—	—	210,000	1,053	1,053	1,077
その他の運搬・清掃・包装等従事者	240,809	189,818	207,000	1,173	1,112	1,059
分類不能の職業	—	—	225,405	—	—	1,093
職業計	305,802	223,219	221,151	1,304	1,185	1,110

令和8年6月の新規受理求人のデーターを基礎にしたものです。

求人賃金は求人票の上限・下限の平均値、求職賃金は希望月収の平均です。パートは時間給です。

※ 職種については「日本標準職業分類」に基づき変更。

必ずチェック！
使用者も 労働者も。

福井県の最低賃金



福井県最低賃金

時間額 ()は改定前

効力発生日

1,053 円 (984円)

令和7年
10月8日

福井県内で働くすべての労働者と
その使用者に適用されます。

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者と
その使用者については、該当する特定最低賃金
が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額 ()は特定最低賃金額	効力 発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は 「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (830円)が適用されます。		●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸 切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもど し、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業 務 ●洗い、湯沸し又は下回りの業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
繊維機械、金属加 工機械製造業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (933円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用い て行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、 ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッ テルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、 組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶 接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくは テープはりの業務 ●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
電気機械器具製造 業(略称)	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (857円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用い て行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取 り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値 札付け、包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ●洗い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格上いずれが主たる販 売商品であるかが判別できない事業所であっ て、従業員が常時50人以上のもの	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (840円)が適用されます。		●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
◆各特定最低賃金共通の適用除外 「福井県最低賃金」が適用されます	ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、 一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」に は該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)		

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。

- 【注】 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせ先

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL0779(66)3838

特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）			
福 井 県 特 定 最 低 賃 金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所 E110 E260 E280 E290 E300 I560	L7282 純粋持株会社 〔 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る 〕
		E1114	綿紡績業		
		E1115	化学繊維紡績業		
		E1116	毛紡績業		
		E1119	その他の紡績業		
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工系を除く）及びE1118 かさ高加工系製造業は除かれます。			
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）		
		E114	染色整理業		
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）		
		E266	金属加工機械製造業		
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業		
		E282	電子部品製造業		
		E283	記録メディア製造業		
		E284	電子回路製造業		
		E285	ユニット部品製造業		
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
		E292	産業用電気機械器具製造業		
		E296	電子応用装置製造業		
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		
		E302	映像・音響機械器具製造業		
	百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー 少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、販売額比率が各々10%以上70%未満で従業者が常時50人以上の事業所（店舗）は該当します。		

L7282

純粹持株会社

管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、使用者のみならず、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは WEB で確認！

業務改善助成金

検索

または

業務改善助成金コールセンターに確認

電話：0120-366-440（平日 9:00～17:00）

無料相談

賃金引上げにお悩みの方は、ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください。

ふくい働き方改革推進支援センター

〒918-8004 福井市西木田2丁目8番1号

TEL:0120-14-4864（平日 9:00～17:00）



令和8年3月新規学卒者の初任給情報(確定版)

(単位は千円です)

産業別 職種別		産業計	農林・ 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	情報 通信	運輸業	卸売・ 小売	金融・ 保険	不動 産業	学術 研究	飲食・ 宿泊	生活関連・ 娯楽	教育・ 学習	医療・ 福祉	複合 サービス	サービス	公務
職 種 計	大学	253	234	－	237	247	－	283	225	261	263	232	247	223	220	229	246	223	222	－
	短大	214	－	－	210	209	－	242	223	208	210	200	211	218	209	207	215	200	201	－
	高校	204	239	－	209	206	185	－	195	200	200	189	198	215	202	179	192	208	217	－
技 術 的 ・ 専 門 的 職 業	大学	256	－	－	265	236	－	265	－	290	262	219	237	－	－	228	249	－	170	－
	短大	220	－	－	－	203	－	224	－	216	－	－	212	－	219	201	226	－	－	－
	高校	204	－	－	223	197	185	－	－	204	－	－	195	－	196	－	195	－	233	－
管 理 的 職 業	大学	258	－	－	220	233	－	307	－	293	－	－	229	－	－	－	－	－	－	－
	短大	197	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	223	－	－	－	－	－	170	－
	高校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事 務 的 職 業	大学	258	－	－	222	251	－	296	222	245	264	229	266	－	－	232	236	220	229	－
	短大	210	－	－	190	216	－	288	－	197	210	－	212	－	204	－	198	200	211	－
	高校	202	－	－	217	216	－	－	189	189	200	－	207	－	－	179	189	203	192	－
販 売 の 職 業	大学	259	－	－	227	261	－	350	－	257	260	230	－	－	－	－	－	－	264	－
	短大	214	－	－	205	198	－	－	－	217	－	200	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	211	－	－	－	230	－	－	－	201	－	189	－	－	－	－	－	－	－	－
サ ー ビ ス の 職 業	大学	226	－	－	225	－	－	265	－	214	242	234	240	223	220	－	228	231	197	－
	短大	209	－	－	－	－	－	288	－	207	－	200	190	218	205	218	202	－	－	－
	高校	209	－	－	－	－	－	－	203	215	－	－	190	215	206	－	199	218	200	－
保 安 の 職 業	大学	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	短大	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	224	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	224	－
農 林 漁 業 の 職 業	大学	243	234	－	－	－	－	－	－	260	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	短大	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	239	239	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 ・ 通 信 の 職 業	大学	227	－	－	－	－	－	－	229	220	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	短大	223	－	－	－	－	－	－	223	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	196	－	－	220	－	－	－	194	－	－	－	175	－	－	－	－	－	209	－
生 産 工 程 ・ 労 務 の 職 業	大学	243	－	－	227	246	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	200	－
	短大	208	－	－	232	209	－	－	－	198	－	－	－	－	－	－	－	－	200	－
	高校	202	－	－	204	204	－	－	－	198	－	－	－	－	189	－	133	－	－	－

(単位は千円です)

産業別 規模別		産業計	農林・ 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	情報 通信	運輸業	卸売・ 小売	金融・ 保険	不動 産業	学術 研究	飲食・ 宿泊	生活関連・ 娯楽	教育・ 学習	医療・ 福祉	複合 サービス	サービス	公務
規 模 計	大学	253	234	－	237	247	－	283	225	261	263	232	247	223	220	229	246	223	222	－
	短大	214	－	－	210	209	－	242	223	208	210	200	211	218	209	207	215	200	201	－
	高校	204	239	－	209	206	185	－	195	200	200	189	198	215	202	179	192	208	217	－
4 人 以 下	大学	226	－	－	－	－	－	－	－	－	257	－	－	222	200	－	－	－	－	－
	短大	178	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	210	166	180	－	－	－	170	－
	高校	195	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	190	180	－	－	－	214	－	－
2 5 人 以 上	大学	219	234	－	217	221	－	239	231	216	260	207	234	－	224	195	215	－	197	－
	短大	207	－	－	234	195	－	243	－	208	－	200	207	211	212	201	196	－	－	－
	高校	203	239	－	204	182	－	－	185	208	－	－	175	199	198	179	－	216	235	－
9 3 0 人 以 上	大学	232	－	－	230	235	－	231	－	216	256	255	240	223	215	244	226	－	222	－
	短大	206	－	－	204	213	－	224	－	204	－	200	212	190	208	218	202	－	200	－
	高校	202	－	－	208	196	185	－	189	196	－	189	207	229	206	－	187	－	220	－
2 1 0 0 人 以 上	大学	247	－	－	268	228	－	282	223	243	－	219	254	－	－	－	229	236	225	－
	短大	220	－	－	－	198	－	229	223	214	－	－	212	255	－	－	217	－	217	－
	高校	201	－	－	222	197	－	－	197	199	－	－	195	228	209	－	196	－	207	－
4 3 0 0 人 以 上	大学	264	－	－	－	255	－	296	234	209	226	－	－	－	226	－	238	－	－	－
	短大	236	－	－	－	227	－	288	－	－	－	－	－	－	210	－	207	－	－	－
	高校	213	－	－	－	219	－	－	197	182	－	－	－	－	－	－	179	－	－	－
9 5 0 0 人 以 上	大学	270	－	－	－	266	－	－	－	311	250	－	－	－	－	－	240	－	－	－
	短大	234	－	－	－	－	－	－	－	－	210	－	－	－	－	－	251	－	200	－
	高校	208	－	－	－	210	－	－	－	200	201	－	－	－	－	－	200	－	－	－
1 0 0 0 人 以 上	大学	263	－	－	－	－	－	－	－	－	272	－	－	－	－	232	269	222	－	－
	短大	222	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	235	200	－	－
	高校	203	－	－	－	－	－	－	－	－	199	－	－	－	－	－	189	205	－	－

◎この情報は令和8年3月から5月に提出された雇用保険被保険者資格取得データにより作成。
又、賃金額は平均値であり、－ は基礎となるデータがないため不明。